

戸田の暮らしをうるおす上下水道事業広報紙

みずのめぐみ

6

2025.6.1

vol.30

下水
道
と
環
境

中二年
金子
由来

国土交通大臣賞

書道部門・中学生

金子 由来さん(笹目中学校)

第62回(令和4年度)国土交通大臣賞の受賞に続く、2回目の

受賞、おめでとーございます!!

第64回下水道の日「下水道いろいろコンクール」(令和6年度)

(公益社団法人日本下水道協会・株式会社日本水道新聞社主催、国土交通省・環境省後援)

P2 下水道の緊急点検を実施しました!

P4 ●下水道の供用開始区域

●受益者負担金制度

P5 消防・防災フェアに参加しました

P6 水道料金等改定について

P7 令和7年度予算

P8 ●水道メーター交換のお知らせ

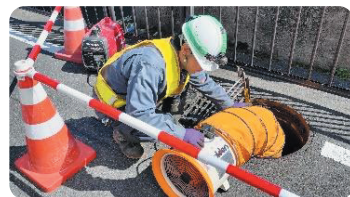
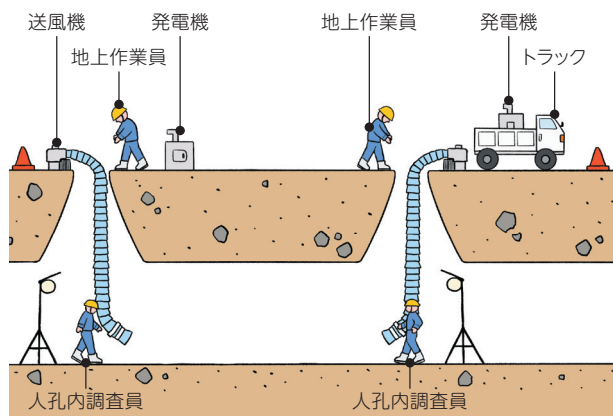
●水道指定工事業者・下水道指定工事店 一覧

●「戸田の水来」

戸田市上下水道事業

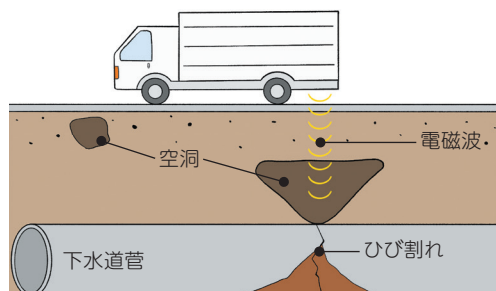
下水道の緊急点検を実施しました！

2025年(令和7年)1月28日に八潮市内において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生したことを受けて、戸田市では口径2メートル以上の管路約2.3キロメートルについて、**緊急管渠点検**を実施しました。点検の結果、**管渠内の異常はありませんでした。**



また、口径2メートル以上の下水道管路に加えて、破損した場合には被害の拡大につながる恐れのある、幹線管路約16キロメートルについて、**路面下空洞調査**を実施しました。調査の結果、空洞の可能性のある箇所が21箇所発見され、うち、空洞の位置が浅く危険度が高いと判断された1箇所について、緊急に掘削調査を実施し、埋戻しを行いました。

なお、その他の危険度が低い箇所については一般的に経過観察とするところですが、口径が大きい下水道管路がある箇所については、今後管渠内から点検を実施する予定です。



電磁波を照射しながら、
反射するデータと
場所も同時に
記録できるんだよ！



埼玉県流域下水道管点検(茶)約13km【埼玉県で実施済】
緊急管渠点検(青)約2.3km【実施済】
路面下空洞調査(青+緑)約16km【実施済】

戸田市のホームページで
公開しているよ



戸田市の下水道の維持管理について

戸田市が管理する下水道管は延長約311キロメートルあり、戸田市下水道ストックマネジメント計画に基づき、年数の経った【古い下水道管】や【緊急輸送道路・市内の重要道路】などに設置した下水道管の健康状態を調べるため、令和3・4年度に優先度の高い約58.9キロメートルについて、調査・診断(下水道管路調査等業務)を実施しました。

調査・診断から健全度の評価を行い、必要に応じて順次下水道管のリニューアルを行っています。

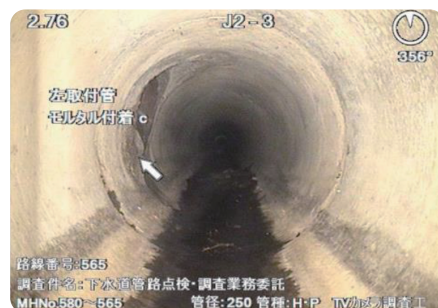
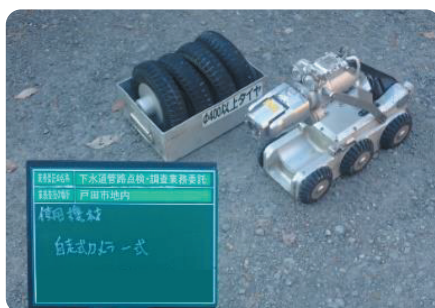


調査には、人が入って行く、【目視調査】と人が入らないで行う、【TVカメラ調査】があるんだポタ!

【戸田市下水道ストックマネジメント計画】に基づいて調査・診断・修繕・改築を進めているよ!



戸田市下水道ストックマネジメント計画については戸田市のホームページで公開しています。

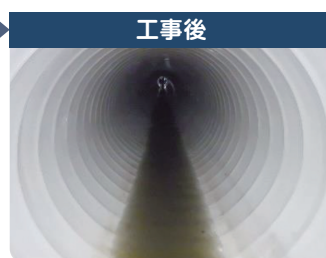
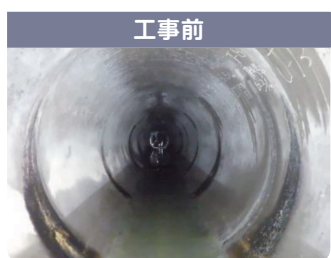


老朽化による下水道管をリニューアルしています!

下水道管に流れる汚水からの硫化水素による腐食や空気中の二酸化炭素による中性化などにより、失われた機能を再生し、性能を新管と同等以上にするためのリニューアル工事を行っています。

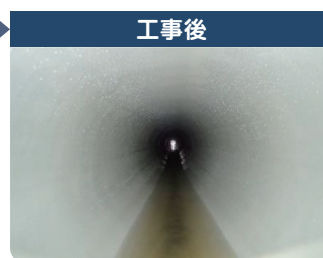
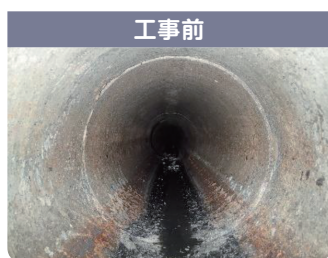
- 大きい下水道管は、既存の管の中に少し小さな硬質塩化ビニル樹脂製の管を作り、金属とコンクリートで一体化させてリニューアルします!

既存の管と一体化することで、強度が強くなった管の事を【複合管】と言うポタ!



- 小さな下水道管は、既存の管の強度に頼らず、既存の管の中に新しく作る管自体が自立して外力に耐えることができます。

既存の管の中に新しく作った管の事を【自立管】と言うよ!



下水道の供用開始(下水道利用可能)区域

下記地図の供用開始区域について、令和7年4月1日より、下水道への接続が可能となりました。

新曽第一土地区画整理事業



供用開始区域 ■

新曽第二土地区画整理事業



新曽中央地区



接続のメリット

1 浄化槽の維持管理費が不要

下水道に切替後は、新たに下水道使用料が発生しますが、浄化槽の維持に係る管理費・手間が不要になります。

2 悪臭の軽減

道路側溝沿いや川沿いで下水臭いと思ったことはないですか？下水道に切り替えることで、側溝や川に流れる下水臭い水が道路下の下水道管に流れていくため、良好な住・河川環境形成にもつながります。

3 大雨対策

浄化槽から側溝に流す量が減ると、側溝の雨水を流せる量が増えるため、内水はん濫の可能性が軽減されます。



1 お住いの場所が下水道が整備済みか確認

写真のような公共樹が敷地内に整備されていれば、下水道が整備済みとなります。

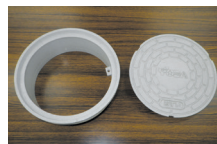


2 指定工事店に工事を依頼

浄化槽からの切替工事を行えるのは、市に登録している指定工事店のみです。なお、指定工事店はHPで公開しています。

※工事費は自己負担になります。

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/gesuido-koji-list.html>



3 下水道使用開始

工事や下水道開始届などの手続きは指定工事店が行います。手続きが完了次第、下水道が使用できます。

※これまでの浄化槽の維持管理費に代わり、下水道使用料が発生します。市の下水道使用料については、HPをご確認ください。

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-gesui-charge.html>



補助制度

下水道の供用開始の告示をした日から3年以内に切替工事をする方には、改造工事費用の補助を行っています。

また、排水設備を私道内に設置する方には、一定の条件を満たした場合、工事費用総額の3分の2もしくは4分の3を助成します。

切替工事の手順



受益者負担金制度

新たに供用開始となった区域では、下水道整備により利益を受ける土地の所有者や権利者に下水道建設費の一部を負担していただく下水道事業受益者負担金が賦課されることになります。これは、その土地の面積に応じて一度だけ賦課されるものです。

なお、負担金額については、土地の面積1㎡あたりに単位賦課金額を乗じて求めることになります。

●第3負担区(新曽第一土地区画整理地区内):818円/㎡ ●第4負担区(新曽中央地区内、新曽第二土地区画整理地区内):722円/㎡

※土地区画整理区域については、土地の面積は仮換地面積となります。

【例】第3負担区で土地100㎡の場合 818円/㎡×100㎡=81,800円となります。

また、納付方法については、分割(5年)または一括(一括納付時報奨金制度あり)が選択できます。

消防・防災フェア(3/1)に参加しました



令和7年3月1日(土)に開催された、戸田市消防・防災フェアに上下水道事業として参加し、給水体験、老朽化した配水管の展示やパネル展示により、上下水道の防災についてお知らせしました。

給水車による給水体験

災害用の給水袋に、給水車からの水を汲んでもらう体験ブースを設置しました。

250名以上の方に体験してもらいました。



防災事業のパネル展示

上下水道設備の浸水対策と下水道管の点検の写真を展示して紹介しました。

浄水場では、浸水対策として電気設備を高層階に設置し、浸水対策をしています。

下水道では、内水被害を抑えるため、北大通りの地下に雨水貯留管を設置しました。

老朽化した配水管の展示

昭和49年(1974年)に布設し、老朽化し穴が開いた配水管や、古くなった給水管を展示しました。なお、老朽化した配水管は「戸田市水道管路更新計画」に基づき、耐震管に取り替えをしています。



ピックアップ

令和7年1月20日(月)に発生した濁り水では、笹目地区にお住まいの方にご迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

古い水道管(配水管)の老朽化により、管表面に穴が開き、そこから水が噴き出したことで、水道管内の水の流れが変化し、内部のサビが水道水に混ざって、濁り水が発生しました。

水道施設課では、このような古い水道管(配水管)を耐震管に更新する工事を進めています。

また、家を建てた際に所有者の方が布設し、所有者の財産である給水管(配水管～ご自宅の間の管)も老朽化が進んでいます。給水管の耐用年数はおよそ30年とされており、市内では毎年約300件の給水管の漏水を修理しています。今後、家の建替え等の際には併せて給水管の更新をお願いいたします。



漏水した配水管の様子



古い給水管漏水の様子

第67回

水道週間 6月1日～7日【スローガン】 透き通る 誇れる水に 感謝する

私たちの生活に欠かせないけれど、あってあたりまえ。そんな「水道」について、みなさんにもっと知っていただこうと定められた「水道週間」です。期間中は、市役所2階ロビーで企画展示を行なっておりますので、ぜひご覧ください。

問合せ先

水道施設課

☎ 048-229-4638

みずのめぐみ vol.30 5



令和7年4月1日から 水道料金等を改定しました。



令和6年9月市議会での改正給水条例の可決を経て、**令和7年4月1日**から水道料金を改定しました。

本市水道事業は、独立採算制の原則により水道料金収入によって経費を賄うことが求められる中で、給水に係る費用と水道料金収入のバランスを示す指標である「料金回収率」が恒常的に基準である100%を下回っていたことから、令和7年度から令和9年度までの3年間に於いて料金回収率100%を維持することができる水準として平均33.66%の改定を行いました。また、水道メーター設置等に係る分担金等も改定しました。

今後も安定して安全な水を市民のみなさまにお届けするため、ご理解をお願いいたします。

水道料金表(令和7年4月1日から)

① 基本料金

(消費税等除く)

□ 径	基本料金(1月)			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
13mm	450円	340円	110円	32.35%
20mm	830円	620円	210円	33.87%
25mm	1,130円	840円	290円	34.52%
40mm	2,950円	2,200円	750円	34.09%
50mm	7,630円	5,700円	1,930円	33.86%
75mm	14,040円	10,500円	3,540円	33.71%
100mm	27,680円	20,700円	6,980円	33.72%
150mm	77,160円	57,700円	19,460円	33.73%

② 従量料金

(消費税等除く)

使用水量(1月)	従量料金(1㎡につき)			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
1㎡から10㎡までの分	60円	45円	15円	33.33%
10㎡を超え 20㎡までの分	105円	80円	25円	31.25%
20㎡を超え 30㎡までの分	160円	120円	40円	33.33%
30㎡を超え 50㎡までの分	215円	160円	55円	34.38%
50㎡を超え100㎡までの分	265円	200円	65円	32.50%
100㎡を超える分	355円	260円	95円	36.54%

料金適用時期について

4月1日料金改定

検針月	令和7年2月	3月	4月	5月	6月	7月
継続使用	旧料金適用				新料金適用	
新規使用			新料金適用			

※経過措置として、継続使用者については料金改定後最初の検針まで旧料金適用。検針月は、市内西部は偶数月、東部は奇数月です。

※継続使用者とは、**令和7年3月31日までに水道使用の申込がされて、かつ、水道の使用水量(1㎡以上)を4月または5月の検針時に確認できる場合。**

料金改定等に関する詳しい
情報は、**市ホームページ**
または**みずのめぐみvol.29**
をご覧ください。

水道料金改定の
ホームページ
はこちら▶



分担金・加入金改定の
ホームページ
はこちら▶



みずのめぐみ
はこちら▶



令和7年度予算

上下水道事業は水道料金及び下水道使用料をもとに「独立採算制」を原則に事業運営を行っています。ここでは、上下水道事業の令和7年度予算を紹介します。

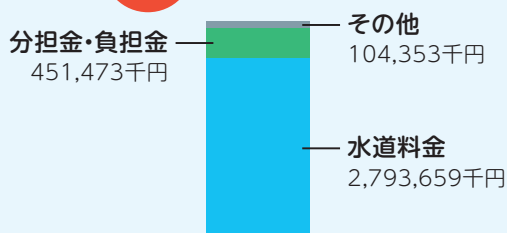


水道事業

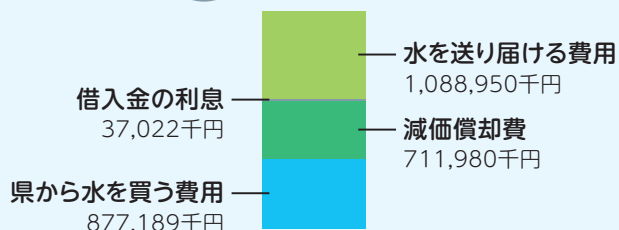
収益的収支

水道水を送り届ける活動に関する予算

収入 3,349,485千円



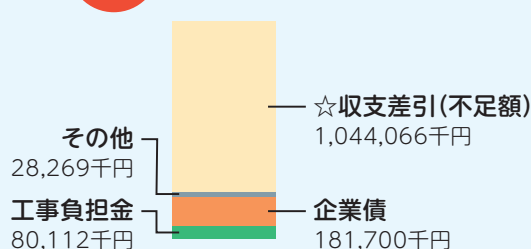
支出 2,715,141千円



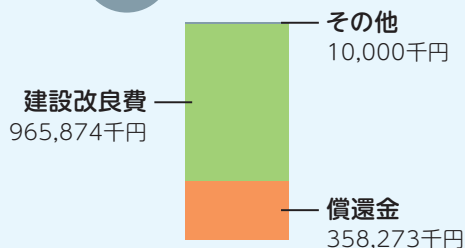
資本的収支

水道の施設整備に関する予算

収入 290,081千円



支出 1,334,147千円

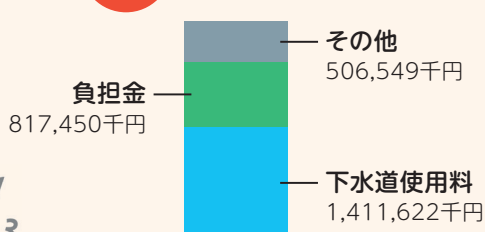


下水道事業

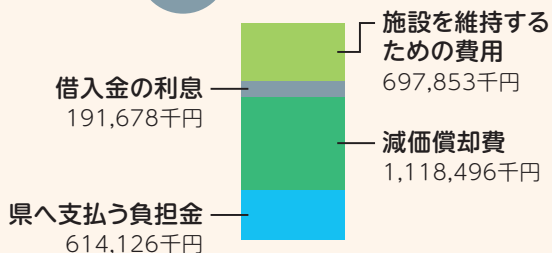
収益的収支

雨水や汚水の処理活動に関する予算

収入 2,735,621千円



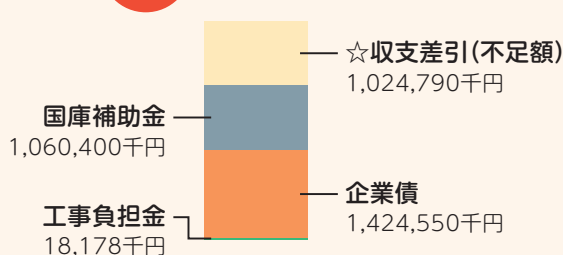
支出 2,622,153千円



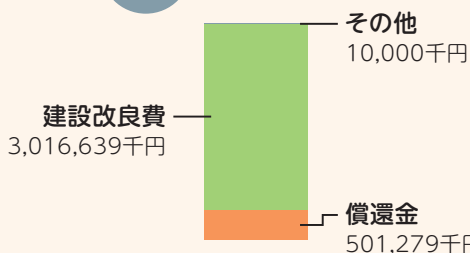
資本的収支

下水道の施設整備に関する予算

収入 2,503,128千円



支出 3,527,918千円



※資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金などで補てんします。

水道メーター交換のお知らせ

水道メーターは、計量法によって8年(検定満期)ごとの交換が義務付けられています。そのため、戸田市では定期的な水道メーターの交換を行っています。

メーターの交換は4月から翌年の3月までの期間に行い、該当するご家庭には「水道メーター定期交換のお知らせ」というチラシを配布し、市の委託業者が伺い無料で水道メーターの交換をいたします。



水道メーターの**交換**は**無料**です！

戸田市の委託業者は戸田市の発行した**腕章と身分証**を携行しています！

指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事店二覧(市内業者)

下戸田 地区	事業者名	住 所	電話番号	水道業者	下水道業者
	株式会社浅倉水道	戸田市喜沢1-33-10	048-432-0353	○	○
	株式会社エコモ	戸田市喜沢1-24-37	048-229-2551	○	○
	有限会社共栄尾崎	戸田市中町1-30-19	048-441-5986	-	○
	有限会社林設備	戸田市中町2-4-26	048-441-6767	○	○
上戸田 地区	事業者名	住 所	電話番号	水道業者	下水道業者
	有限会社池田水道設備工業	戸田市本町2-2-1	048-442-3573	○	○
	榎本水道工事店	戸田市本町5-12-8	048-441-7198	○	○
	有限会社大山設備	戸田市上戸田5-22-4	048-443-8567	○	○
	小林設備工業株式会社戸田支店	戸田市上戸田5-3-23	048-443-7849	○	○
新曽 地区	事業者名	住 所	電話番号	水道業者	下水道業者
	株式会社小山水道工業所	戸田市新曽南1-9-16	048-441-3194	○	○
	小山土木建設株式会社	戸田市新曽南2-12-25	048-442-5182	○	○
	有限会社埼玉建	戸田市新曽545-2	048-442-4649	○	○
	積和建設東京株式会社	戸田市新曽1760-2	048-434-0111	-	○
笹目 地区	事業者名	住 所	電話番号	水道業者	下水道業者
	ダイコウ技研株式会社	戸田市新曽962	048-444-4130	○	-
	有限会社長栄設備	戸田市氷川町1-13-7	048-442-7261	○	○
	株式会社千代峯商店	戸田市新曽33	048-441-4432	○	-
	温井住設株式会社	戸田市新曽1752-2	048-299-4253	○	○
美女木 地区	事業者名	住 所	電話番号	水道業者	下水道業者
	株式会社市ヶ谷組	戸田市美女木5-4-2	048-421-4695	○*	○
	大澤建設株式会社	戸田市美女木東1-1-4	048-421-9613	○	○
	株式会社栗原水道	戸田市美女木7-16-5	048-421-4395	○	○

詳しくは
こちら!!



水道業者一覧



下水道業者一覧

※お住いの地区以外の工事店もご利用になれます。
※指定工事店には一覧以外に戸田市以外で営業している工事店も含まれます。

★公共工事のみ実施

災害備蓄用
長期保存水

戸田市オリジナル
ナチュラルミネラルウォーター
とだみらい
「戸田の水来」



長期保存だから、
買い替えの手間も少ないよ!

賞味期限 2028年10月

1箱(500ml×24本)税込2,400円で販売中です!

※2箱以上購入の方、戸田市内限定で無料配送(平日9~17時)しています

販売 新曽南庁舎(新曽南3-1-5)4階 総務課

電話 048-229-4606

E-MAIL mizu-somu@city.toda.saitama.jp



戸田市の水道・下水道のお問い合わせは
戸田市水安全部上下水道お客様センター

電話

FAX

048-229-4318 048-432-7396

受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

使用開始

使用中止

料 金

検 針

水道の使用開始・中止の手続きは
スマホでも簡単にできます!

URL

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-suido-tetuduki.html>



お引越しをする方へ 水道の手続きもお忘れなくお願いします。

編集・発行

戸田市上下水道事業

〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou>

